

第10 弁護士情報提供制度

1 弁護士会の広報としての役割

市民が、弁護士にアクセスをする際に、弁護士に関する情報がなくては、どのような弁護士に連絡をしたらよいのかも分からない。その意味で、個々の弁護士についての情報提供は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するために有益なものであり、市民に対する弁護士の責務である。

しかし、それを個々の弁護士自身の情報提供や広告のみに頼ることは極めて困難である。かつては、弁護士の情報を開示するための小冊子や本を作るなどしている弁護士会も存在した。東弁においても、弁護士の情報開示方法について検討を重ねてきたが、特に東京においては、地方単位会と比べると多数の弁護士が存在するため、こうした小冊子の作成費用も莫大となることが問題とされた。また、業務改革委員会において、実験的にFAXによる情報提供制度を立ち上げるという試みも行われていた。

そして、2000（平成12）年10月1日には、東弁ウェブサイト（<http://www.toben.or.jp/>）に、東弁所属の全弁護士の名前と事務所を明示し、取扱分野の情報提供を了解した弁護士に関しては取扱分野も明示した情報提供制度が掲載されることとなった。この制度は、市民の好評を得た。好評の理由は、従来は自分の頼みたい事件の分野の弁護士に関する情報が全くなかったのに、一般分野35分野、要経験分野22分野（この登録には、一定の経験要件が存在する）を検索すると必要な弁護士の情報（写真や地図、関わった判例等）が分かるからであった。

しかし、日弁連においても、同様の問題意識から、全国の弁護士の情報提供をどのように行うべきかを検討した結果、2006（平成18）年12月から「ひまわりサーチ」という名称で弁護士情報提供サービスが開始されたため、「ひまわりサーチ」に一本化するという観点から、2011（平成23）年3月28日、東弁独自の情報提供制度は廃止されている。

2 個々の弁護士にとっての位置づけ

かつての多くの弁護士は、知人を介して頼まれる事件を分野も問わず受任していたため、専門特化の必要もなく、むしろ、どの分野でも対処できる態勢をとることが必要とされてきていたものと思われる。

しかし、ある特定分野の事件を集中して受任し、短期間にその分野の専門特化した地位を築いて事務所を維持するという考え方もあり、社会の複雑化に伴って、市民の側からも、専門特

化した弁護士に対する需要が高まっていることが感じられる。専門特化を目指す弁護士にとっては、この弁護士情報制度を活用することが考えられる。

その意味で、情報提供制度は弁護士会としての広報でありながらも、各弁護士の広告的な側面も否定できないのであり、その面の効果もあると考えられる。ただ、弁護士会という公共的な立場からの広報と各個人のための広告との区別は、主体の違いや責任の所在の観点などから明確にすべきであり、その本質的な違いを常に意識し、弁護士会の広報が各弁護士の広告にならないよう注意をすべきである。

弁護士会の広報としての情報提供制度を通じて、個々の弁護士自らの取扱分野についての情報公開が、市民に対する弁護士の責務であるとの考えに発端があることを個々の弁護士に浸透させるべきである。

3 今後の課題

弁護士が取扱分野等の情報提供に消極的な理由は、かつては見ず知らずの人からアクセスされることを嫌う傾向、現在の事件数で手一杯であり事件の相談があっても受けられない、というものであったが、最近では、業務確保の観点から、特に登録間もない弁護士を中心にこれらの抵抗感は減少しているものと考えられる。

現状で取扱業務の情報提供が少ない理由として、取扱業務を特定のものに限定した場合に十分な収益が得られるかが不透明なことや、まだ特定の取扱業務に限定している弁護士が多くなく、その情報提供も十分ではないために、自らその情報提供を行わなくとも立ち後れることがないことが考えられる。また、経験が浅いために取扱業務として掲げることがためらう弁護士もいると思われる。

一方、取扱分野等の情報提供は、自己申告に基づかざるを得ない面があり、登録間もない弁護士が業務確保のために経験のない専門的分野を取扱分野として登録するという問題も生じ得る。

こうした弁護士に関する情報は市民が強く求めていることでもあり、弁護士会は、需要の多い分野や専門性の高い分野について研修等を通じて、より多くの会員が当該分野を専門分野とできるように支援をすべきである。その上で、例えば、いくつかの研修を指定して、あえて望まない場合を除き研修受講生について取扱業務が自動的に登録されるようにする等、取扱業務として登録しやすい環境を整備すべきである。また、日弁連の「ひまわりサーチ」への東弁会員の登録が極端に少ない状況にあるため、当面、その登録数の増加に取り組むべきである。

さらに、近時は、民間の業者による登録した弁護士の情報をウェブサイト上で提供するサービスが発達してきている。今後は、こうした民間の業者によるサイトと弁護士会による弁護士情報の提供制度をいかに棲み分けるかという問題も生じてくるものと思われる。